

第2章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 洪水対策

番川では、時間雨量65ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行います。(表2.1、図2.1、図2.2、図2.3)

表-2.1 整備対象区間と整備内容

| 河川名 | 整備対象区間 | 延長 | 整備内容 |
|-----|--------------------------------------|-------|--|
| 番川 | 大渡橋上流付近 (2.15km~2.18km) | 約30m | 河道拡幅および河床掘削により流下能力を確保します。 |
| | No. 25付近 (2.49 km~2.55 km) | 約60m | |
| | 田身輪橋上流～No. 25付近 (1.60 km~2.55 km) | 約950m | 耐水型整備区間として設定し、流域町と連携し、土地利用誘導に取組みます。また、浸水が想定される土地の居住者等に対して洪水氾濫・浸水の危険性を周知し、自主的な避難行動を促す等、ソフト対策に取組みます。 |

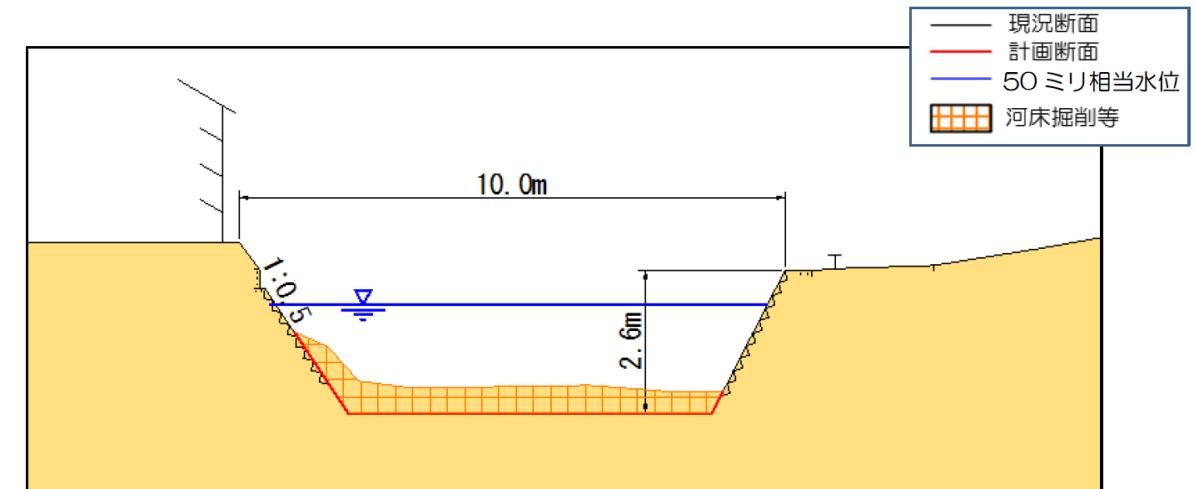


図-2.2 整備断面例 (2.15km~2.18km付近、大渡橋上流付近)

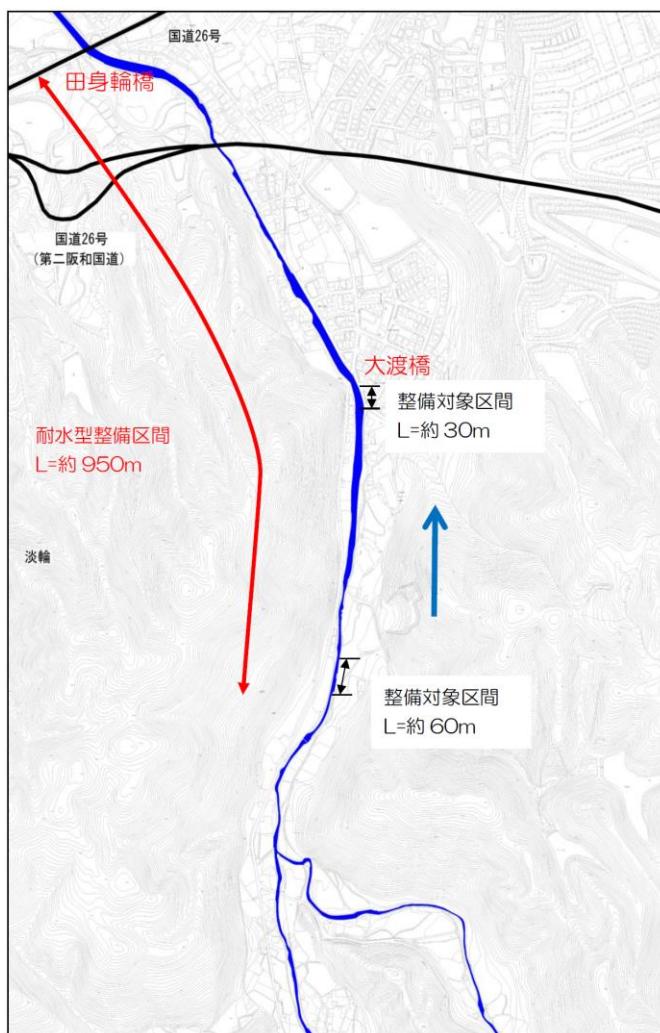


図-2.1 整備対象区間平面図

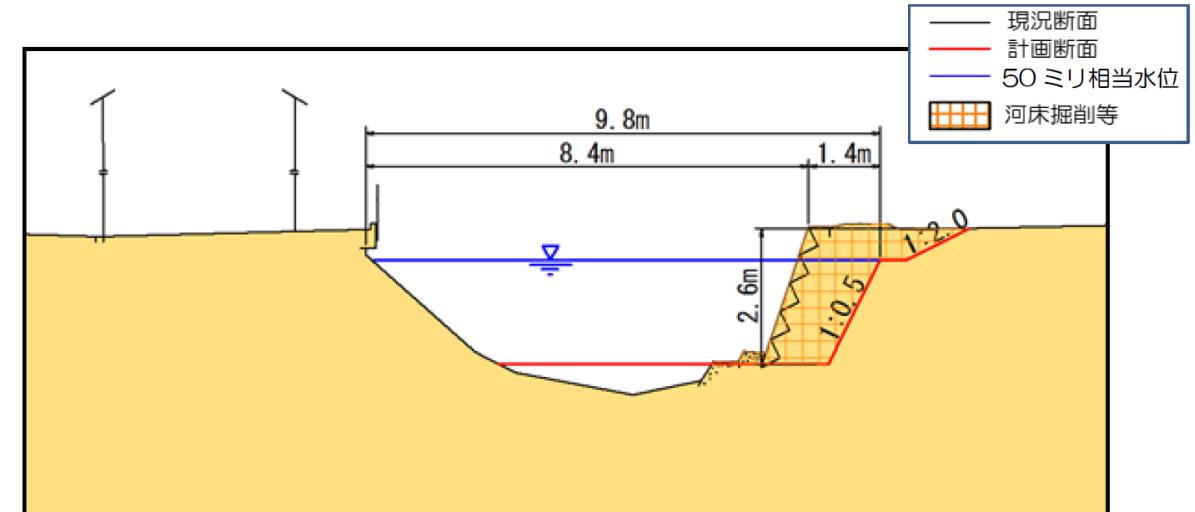


図-2.3 整備断面例 (2.49 km~2.55 km付近、No. 25付近)

2. 河川環境の整備と保全

河川環境の整備にあたっては、地域が主体となった川づくりを推進し、下水道等の関係機関や河川で活動している地域住民及びNPO等と連携した河川美化や環境学習、啓発活動等を進め、動植物の生息・生育環境の保全・再生、水質の維持等を行います。また、沿川のまちづくり等とあわせ、住民が親しむことのできる良好な空間、景観の形成に努めます。

第2節 河川の維持の目的・種類及び施工の場所

河川の維持管理は、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する治水・利水・環境などの多面的機能を十分に發揮させるよう適切に行います。

また、平成25年6月の河川法改正により、河川管理者及び許可工作物の管理者は、河川管理施設、許可工作物を良好な状態に保つよう維持修繕しなければならないことが明確化されました。

1. 河川管理施設

河川法の改正を受け、番川のうち府が管理する区間の維持管理に関しては、引き続き、堤防及び護岸等の河川管理施設の機能や河川の流下能力を確保するため、施設の定期点検や必要に応じた緊急点検を実施し、構造物の損傷、劣化状況の把握に努め、人命を守ることを最優先に、地先の危険度や土地利用状況などを考慮し、優先順位を定めて、危険度の高い箇所から計画的に補修を行います。また、地域住民にも身近な河川管理施設の状況を伝えるため、それらの点検結果を公表します。点検によって明らかとなる施設の不具合の発生傾向から要因分析を行い、予防保全的な対策が実施できるよう努めるとともに、今後もきめ細かい点検を実施していきます。

さらに、維持管理の基本となる河道特性や河川管理施設の情報を整理・蓄積し、河川カルテを作成するとともに維持管理計画(23)を策定して、計画的かつ効率的な維持管理を行うことにより河川管理施設の長寿命化に努めます。

また、堆積土砂の撤去については、堆積状況を定期的に調査し、阻害率の高い区間を把握することと併せ、地先の危険度などを考慮し撤去の優先順位を定め計画的に行います。なお、洪水により堤防等の河川管理施設が被災した際には、二次災害を防止するために応急的な対策を行い、出水後速やかに機能回復を行います。

2. 許可工作物

橋梁等、河川管理者以外の者が管理を行う許可工作物については、施設管理者に対して許可工作物を良好な状態に保つように、河川管理施設と同等の点検及び維持、修繕の実施を指導するなど、河川の治水機能を低下させないよう適正な維持管理に努めます。

3. 河川空間の管理

河川空間の管理にあたっては、より一層、日常的に河川空間が活用され、多くの人が川に親しみ、愛着をもてるよう、さまざまな地域団体の活動や教育機関と連携し、河川美化活動や環境学習の促進等に努めています。

河川区域で違法に行われている工作物の設置等を監視・是正するため、定期的に河川巡視を行うとともに、地域や関係機関との連携により監視体制を重層化します。

不法投棄等により放置されたゴミに対しては、河川巡視等において適宜回収するとともに、不法投棄を無くすために、岬町と連携した河川巡視の実施や、地域住民、ボランティア団体、自治体等と協働で定期的な河川美化活動等を行うことにより、地域住民等の美化意識向上に努め、きれいな河川空間の維持に努めます。

第3章 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

第1節 地域や関係機関との連携に関する事項

治水施設による対応には限界があることから、行政指導により開発者が開発行為に起因する流出増分を抑制するために設置する流出抑制施設を下流の河川整備後も恒久的に存続させる制度などについて今後検討することや、関係部局と連携し、流域のため池の適正な維持管理及び活用検討、さらには森林の保全など、雨が降っても河川に流出する量を減らすための流出抑制に取り組みます。併せて、河川氾濫や浸水が起こった場合でも被害が最小限となる街づくりに向けた家屋の耐水化や望ましい土地利用のあり方等の検討を行います。

また、地域の住民が番川に親しみや関心を持ち、河川空間が暮らしの中で活用されるよう、様々な情報提供を行うことをはじめ、住民やNPO団体等による河川愛護活動などの取組みを積極的に支援し、河川環境の保全・創出に向け、地域住民と連携した維持管理ができるように努めます。

さらに、耐水型整備区間においては、流域町と連携し、土地利用誘導および浸水が想定される土地の居住者等に対して洪水氾濫・浸水の危険性を周知し、自主的な避難行動を促す等、ソフト対策に取組みます。

- 雨が降っても河川へ出る水量を減らす。
⇒流出抑制
- 河川堤防の決壊による氾濫をできるだけ回避するなど、
河川へ出てきた水は可能な限りあふれさせない。
⇒治水施設の保全・整備
- 河川からあふれても被害が最小限となる街をつくる。
⇒耐水型都市づくり
- 河川からあふれそうなときはできるだけ早く逃げる。
⇒情報伝達・避難

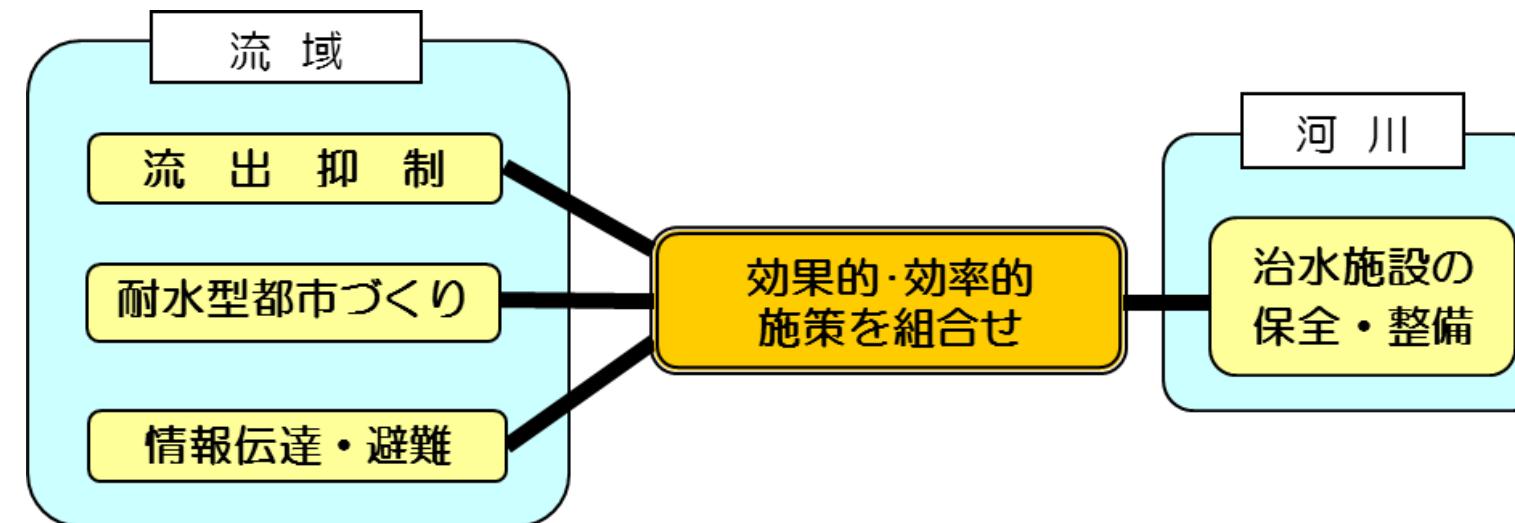


図-3.1 各手法の考え方

第2節 河川情報の提供に関する事項

河川氾濫や浸水に対しては、住民が的確に避難行動をとれるよう、岬町と連携し、①現状の河川氾濫・浸水による危険性の周知、②必要な情報の提供・伝達、③住民の防災意識の醸成に努めます。なお、情報提供にあたっては、行政からの一方的なものにとどまらず、過去の浸水被害の情報等の聞き取りなどを行い、地域特性に応じた情報の双方向伝達システムの構築に努めます。

具体的には、時間雨量 50 ミリ程度、時間雨量 65 ミリ程度、時間雨量 80 ミリ程度、時間雨量 90 ミリ程度の 4 ケースによる地先の危険度をわかりやすく周知する洪水リスク表示図の公表を行い、地域単位でのワークショップ等によって地域住民に周知するとともに、過去の災害実績や避難経路の確認などをを行うことで、洪水だけでなく土砂災害等の地域特有の災害リスクを踏まえ住民が自ら行動できるきめ細かな避難体制づくりに取り組みます。また、現在実施しているホームページ等での情報提供（雨量、水位）に加え、河川カメラの設置検討や、地上波デジタル放送の活用についても取り組み、岬町が発表する避難情報や住民の自主避難の参考となるよう、更に効果的な情報提供に取り組みます。

また、東日本大震災のような計画を超える規模の地震津波災害に対しても、岬町と連携した的確な情報提供を通じて、住民の安全な避難行動や地域防災活動を支援することにより被害の軽減に努めます。

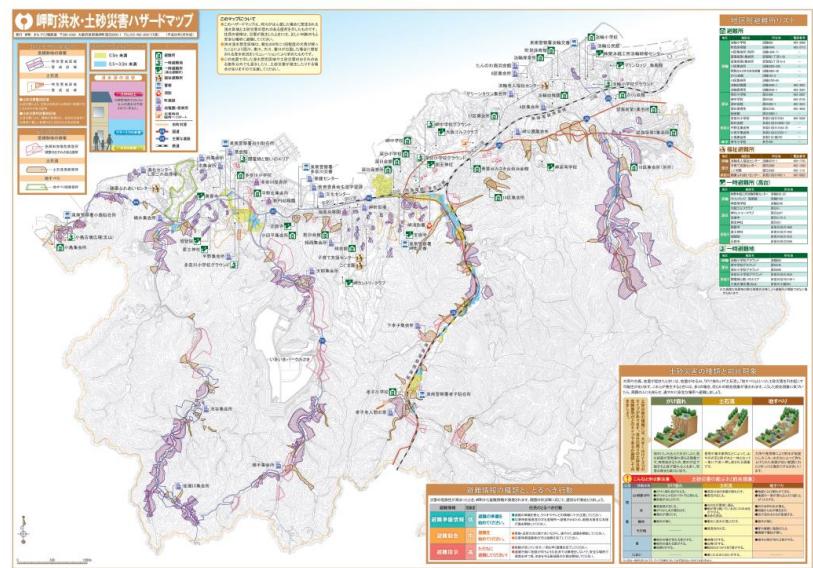


図-3.2 洪水・土砂災害ハザードマップ



図-3.3 大阪府ホームページにおける洪水リスク表示図の公開イメージ



図-3.4 地上デジタル放送の画面例



図-3.5 地域版水防災マップのイメージ